

むつ市地域子育て支援拠点事業（田名部地区）業務委託 公募型プロポーザル質問事項に対する回答

回答日：令和 5年10月12日

No.	項目	質問内容	回答
1	実施要領 3 提案限度額	実際の経費が限度額を超える場合でも、限度額を超えない範囲で金額を提示すればよいか。また、実際の経費が限度額を超えた分は各法人の持ち出しということで問題ないか。	お見込みのとおりです。 なお、参考見積書の金額が限度額を超えた場合は失格となります。
2	仕様書 10 委託上限額	開設準備経費に職員確保のための人件費も含まれるか。	人件費も含まれます。
3	仕様書 11 職員研修	保育士および幼稚園教諭の資格を有している場合も受講が必要か。また、研修を受講すれば資格の有無は必須ではないという認識で問題ないか。	お見込みのとおりです。 資格の有無に関わらず受講が必要です。
4	実施要領 12 審査方法	評価・審査項目については、地域子育て支援センターを運営するにあたっての内容を提示すればよいか、または現在運営する園の内容を提示すればよいか。	現在運営する園の方針等を踏まえつつ、地域子育て支援センターを運営するにあたっての内容を記載してください。
5	実施要領 12 審査方法	プレゼンテーションの持ち時間はどれくらいか。	持ち時間はプレゼンテーション20分、質疑応答10分とする予定です。 詳細は参加者決定後、個別に通知します。
6	仕様書 10 委託上限額	既存拠点の委託料（運営費）も同額か。	既存拠点も同額で運営しています。

7	仕様書 4 実施場所	40㎡を下回った場合は不可ということか。	あくまで目安として概ね40㎡以上としています。 10組程度が一度に利用できる広さを確保できていれば問題ありません。
8	仕様書 7 事業内容	(2) 実施要件 開設時間について 現在実施している子育て支援拠点事業の利用状況について、開設曜日、利用時間帯等保護者ニーズの把握のため、平均データ等開示していただけるか。	既存拠点については基本的に月曜日から金曜日の10:00から15:00まで開設しています。 年齢、時間帯による実績データはありませんが、0歳児の利用が多い傾向にあります。 令和4年度の実績として全体で延べ1,700名程度の利用がありました。
9	仕様書 10 委託上限額	(1) 運営費について 物価高騰等の理由により運営費が不足する場合は、翌年度以降の運営費の増額について、検討していただけるか。	運営費については基本的に国および県の交付基準額を上限として設定しています。 従って物価高騰等により交付基準額が増額となった場合はそれに準拠する予定です。
10	仕様書 7 事業内容	(1) 基本事業 これまで、子育て支援が必要な家庭と関係機関との連携、協力はどの程度の実績があるか。	全体の実績として、子育て世代包括支援センターへの情報提供及び連携が年間数件程度となっています。
11	仕様書 11 職員研修	国の要綱や市の仕様書では、事業に従事する者として「子育て支援員研修事業」における基本研修及び専門研修(地域子育て支援コース)の「地域子育て支援拠点事業」に規定する内容の研修を受講するよう求めている(なお、子ども家庭庁の要綱では「修了していることが望ましい」に留まっている)が、今年度、青森県で受講できた子育て支援員研修は地域保育コースのみとなっている。 地域保育コースを受講したことを以てむつ市の仕様書に沿う形となるのか、あるいは青森県では受講が困難に思える地域子育て支援コースの受講が必須なのか、考え方を教えていただきたい。	地域子育て支援拠点の識者による事例等を用いた研修を受けることで、より専門的な知識を習得することができ、安定的な運営が期待できることから、本市としては研修を受講していただきたい。 なお、地域保育コースは地域型保育、一時預かりを目的に行う研修ですので対象とはなりません。

1 2	仕様書 1 1 職員研修	保育士に対する職務分野別リーダー研修における「保護者支援・子育て支援」は仕様書に記載されている地域子育て支援拠点事業に規定する内容の研修の同等の研修とみなされるか？また、同等の研修とはどういったものを想定しているのか。	研修の内容等については、プロポーザル審査終了後に受託候補者となった法人と個別に相談する予定です。
-----	-----------------	---	--